

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.038

処 分 名	液化石油ガス供給設備の基準適合命令
処 分 の 概 要	供給設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）第16条の2第2項
処 分 基 準	◎液化石油ガス販売事業者の供給設備が技術上の基準に適合していないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

■液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

第16条の2第2項 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋